

2 「**景観**」とは、私たちの周りがある様々な環境が目に見える形として表れたもので、山、川などの自然、建物、道路、橋、看板などの人工物、歴史・文化・祭り・風習・気候などの背景やそこで暮らす「ひと」の営みから成り立っています。

今、私たちのまわりにある“あたり前”の景観は、「特徴もなく普通のもの」かもしれませんが、その「みまたの景観の心地よさ」に気づき、次の世代にどう引き継いでいくのかを真剣に考え、動き出す契機として、本町では、景観計画を「ひとの暮らし」に染みわたるまちづくり計画の一部としてとらえ「景観まちづくり計画」を策定します。

### 3 景観まちづくりの方針

#### (1) 自然とくらし

～山、川、森林から育まれるくらし～

- ① 鰐塚山系から始まる自然景観の恵みを守り、活かす
- ② 四季を感じることができるとりと花の景観を守り、活かす

#### (2) 文化・歴史が引き継がれるくらし

～郷土芸能、風習などがあるくらし～

- ① まちの歴史や風格が感じられる景観を守り、活かす
- ② 棒踊りなどの郷土芸能を継承し、六月灯、盆灯ろうなどの地域が主体となった伝統行事を守り、紡ぐ
- ③ ひとがゆるやかに関わる暮らしを守り、活かす

#### (3) まちなみとくらし

～豊かなくらしとともにある住宅、産業、公園、道路など～

- ① ゆったりとしたまちなみを守る
- ② 憩いの景観を守り、活かす
- ③ くらしをつなぐ道の景観を守り、活かす
- ④ 里山をつくる集落や田園風景を守り、活かす

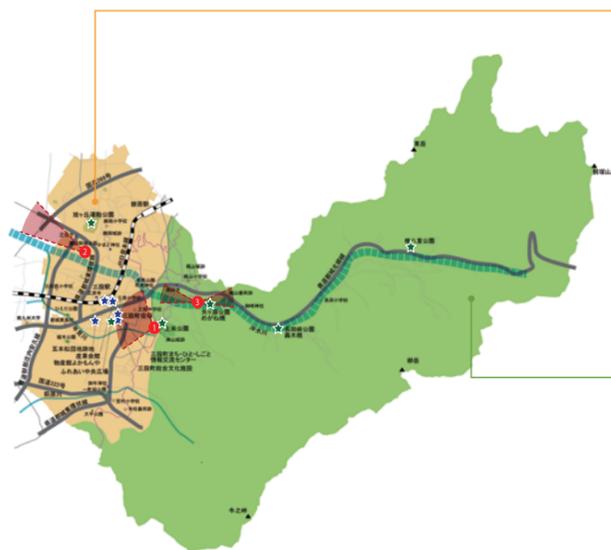
#### (4) よい眺めのあるくらし

～たからものの眺望がある日々のくらし～

- ① それぞれの地域で大切に思っている霧島山の眺めを守り、活かす
- ② 身近な山なみの眺めを守る

### 4 景観計画区域とゾーンにおける配慮方針

景観計画の対象区域は「三股町全域」とします。



#### 居住と田園ゾーン

人口の増加傾向を支える都市計画区域内の住宅地とその周辺の豊かな田園が広がるゾーンです。遠景には、霧島山など都城盆地の山なみが見えます。

##### 「ゆったりとした居住空間と田園景観の調和を図る」

建物や工作物などは低層住宅や田園と違和感がないように色や素材を選び霧島山の眺望を守るため位置に配慮して欲しい。



#### みどりと里山ゾーン

本町の豊かな自然環境の源となる「みどり」ゾーンと都市計画法の用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含む「里山」ゾーンです。

##### 「豊かな自然環境と調和した景観を守る」

建物や工作物などは森林や田園と違和感がないように色を選び、生け垣などの目隠しを行うなど配慮して欲しい。



鰐塚山 梅之木山 柳岳

### 5 景観形成基準

良好な景観形成のための行為の基準は次のとおりとします。なお、ここでは基準の一部を例として示します。詳細については、本編を確認してください。

#### 建築物・工作物

##### 配置高さ

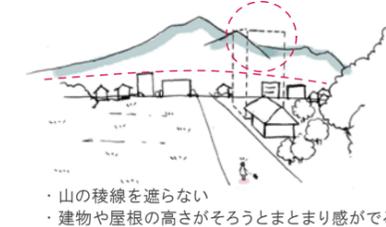
- ゾーンの特性にあわせた周辺の山なみや街なみの連続性に配慮した配置、高さとなるよう努める。
- 主要な視点場から展望する場合、著しい妨げにならないような配置、高さとなるよう努める。

- 【太陽光発電設備を建物の屋根や屋上に設置する場合】
- 勾配屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部が建築物の棟を越えないよう努め、屋根と一体化させるよう工夫する。
  - 陸屋根に設置する場合は、太陽光発電設備の最上部をできるだけ低くし、建築物と一体化させるよう努める。

- 【地上に太陽光発電施設等を設置する場合】
- 周辺の景観との調和に配慮するとともに、道路、公園、歴史的資源などの公共の場所から目立たないように工夫する。
  - 尾根線上、傾斜地、高台又は棚田周辺での設置はできる限り避ける。

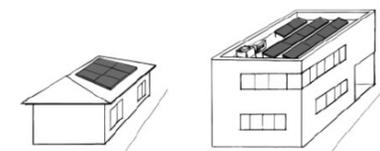
- 【送電用や通信用の鉄塔、その他これらに類するもの】
- できる限り他の事業者との共同設置や共用化等について協議し周辺への影響に配慮する。

##### ■配置、高さの工夫と配慮

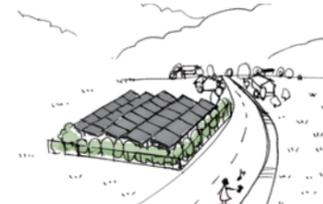


- ・山の稜線を遮らない
- ・建物や屋根の高さがそろってまとまり感がでる

##### ■太陽光発電設備の工夫と配慮



- ・屋根の最上部を越えない
- ・目立たなくする

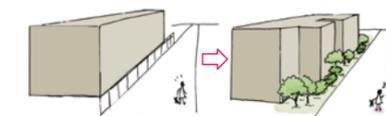


- ・植栽などにより周辺から見えにくくする

##### 形態意匠

- 外壁に自然素材や自然素材を模したものを使用するなど周辺と調和するよう努める。
- 周辺の建築物を大きく超えるような大規模な壁面をできるだけ避け、形態の工夫などで圧迫感を感じさせないよう周辺の景観に与える影響を軽減するよう努める。

##### ■形態意匠の工夫と配慮

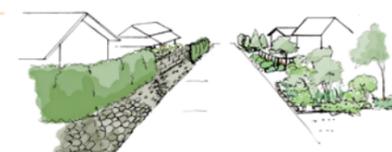


- ・建物の形、植栽などにより印象を和らげる

##### 屋外設備など

- 公共の場所から容易に目にするのできる位置には設置しないよう努める。困難な場合は、建築物（本体）と一体化し同調して目立たないように工夫する。

##### ■外構・緑化の工夫と配慮



- ・建物の周辺は地域の素材や植栽などにより周辺との調和を図る

##### 外構緑化

- 公共の場所から容易に目にするのできる敷地では、周辺や背景の自然景観と調和するよう緑化に努める。
- 安全面に十分配慮し、既存の樹木をできる限り保全するよう努める。
- 塀や柵などを設ける場合には、閉鎖的なものは避け、植栽や自然素材のものなどを用いるよう努める。
- 安全面に十分配慮し、地域の景観として特徴づけられている石垣はできる限り保全に努める。
- 地上に設置する太陽光発電施設等や鉄塔等の周囲は、生垣の設置などにより緑化に努める。



- ・駐車場などはできる限り緑化する

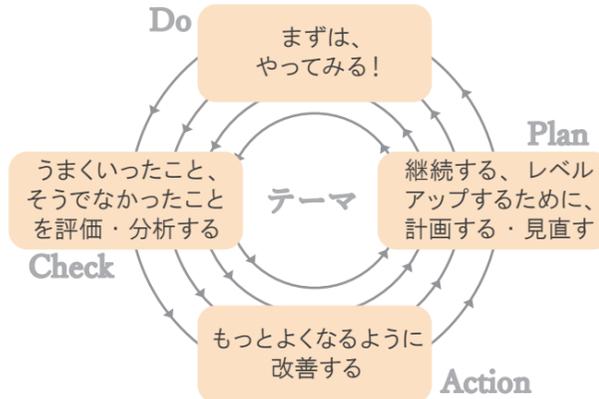
## 8 始める、つづく みまたの景観まちづくりのすすめ方

「景観に関して地域や事業者で始めてみたいことはありませんか？」  
みなさんが、景観に興味をもって自ら始めてみたいと思ったら、役場の景観担当窓口へ声をかけてください。  
「私たちがみまたの景観をつくりたい」という思いには、行政も一緒に考え支援します。  
安全性、公共性などを検討しながら、まずはできることから「お試しに」というやり方もあります。専門家のアドバイスや先進事例も取り入れ、一緒にすすめていきましょう。



### 行政の支援

- ♡情報を提供
    - ・景観形成に活用できる制度や助成金などの紹介
    - ・町内外で活動する先進団体との繋がりづくり
  - ♡知恵を絞る
    - ・景観アドバイザー、専門団体、ボランティア団体の紹介
  - ♡一緒に実行
    - ・地域や教育現場での景観継承
    - ・景観啓発事業を企画運営
  - ♡情報を発信
    - ・地域活動紹介や参加呼びかけ、景観資源のPR
  - ♡町で表彰
    - ・景観形成活動を実践し地域に貢献した団体などの表彰
- など



# 三股町景観まちづくり計画 概要版

## みまたの景観まちづくりのテーマ

「めぐみ」と「くらし」で織りなす

みまたん



はあと

めぐみ ⇒本町の花、緑、水など豊かな自然  
くらし ⇒歴史、郷土芸能、伝統行事、なりわい、生活スタイル、まちなみ  
織りなす⇒点や線である資源を“ひと”が織りなす(まちづくり)ことで面となること  
はあと ⇒今の「めぐみ」と「くらし」によって、町民や地域に愛される(はあと溢れる)みまたらしい景観を未来へと結びたいとの意を込めた。

## Q&A 景観まちづくり計画への質問

景観まちづくり計画の策定や景観活動に取り組むと、どんなメリットがありますか？

三股町の景観は、自然、産業、歴史、文化、祭りなど、日々の暮らしから成り立っています。  
今のみまたの景観を計画としてまとめることで、まちの魅力や課題について、多くの住民が気づききっかけになればと考えています。  
地域の景観を活かした取り組みや、守る活動は、そこに暮らす人々の愛着や誇りを育みます。  
景観を通して地域の魅力が高まることで、まち全体の活性化へ波及することが期待されます。



景観まちづくり計画ができることで、暮らしにくくならないでしょうか？

景観まちづくり計画の「景観形成基準」は、今あるものをすぐに変更しなければならないというものではありません。  
規模の大きな施設については、新しく建てる時、将来建て替えや塗り替えをする時に、地域のひとが大切にしている景観を意識しながら、整備できるよう、緩やかな規制としています。  
地域の魅力を時折再確認しながら、過ごすことが、景観まちづくりにつながります。



宮崎県三股町

『三股町景観まちづくり計画』本編は、三股町役場ホームページ (<https://www.town.mimata.lg.jp/>) からダウンロードできます。

